

第 160 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 6 月 22 日(金) 午前9時 ~ 午前11時15分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (38名)

1 番 原 田 勲	2 番 安 部 庸 造	3 番 石 原 啓 士	4 番 高 橋 恵 子
5 番 勝 田 律 江	6 番 内 田 吉 彦	7 番 藤 原 功	10 番 若 槻 隆 季
11 番 濱 田 正 敏	12 番 山 内 博 文	13 番 宇 田 川 光 好	14 番 勝 部 定 次
15 番 藤 原 純 夫	16 番 森 山 富 夫	17 番 渡 部 光 義	18 番 藤 原 一 利
19 番 和 久 利 勝	20 番 八 澤 幹 夫	21 番 若 槻 進	23 番 和 久 利 健
24 番 岩 田 康 男	25 番 藤 原 力 夫	26 番 石 原 隆 幸	27 番 立 石 覚
29 番 金 倉 弘 美	30 番 小 池 誠	31 番 大 坂 茂	32 番 福 本 成 美
33 番 安 部 仁 司	34 番 嵐 谷 和 則	35 番 松 原 康 夫	36 番 岩 田 孝 史
37 番 若 槻 保	38 番 高 橋 政 伸	39 番 田 部 一 夫	40 番 中 林 孝
41 番 澤 井 浩 二	42 番 吉 田 貞 一		

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉川明広

5. 欠席委員(5名)

8番 松原武雄委員 9番 佐伯徳明委員 22番 植田委員 28番 藤原 修委員
43番 内田勝幸委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名
日程第2号 報 告 1 農地の合意解約に関する届出について
議案第1号 非農地証明交付申請の承認について
議案第2号 農地の所有権移転等許可申請について(3条)
議案第3号 農地の転用許可変更申請について(4条)
議案第4号 転用目的農地の権利設定許可申請について(5条)
議案第5号 農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)
そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	<p>第160回奥出雲町農業委員会総会を行います。</p> <p>議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は2名。委員総数18名中16名です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。</p> <p>次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、10番 若槻隆季 委員、11番 濱田委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。</p> <p>第1号議案から第5号議案まで、順次行います。</p> <p>報告第1号、「農地の合意解約に関する届け出について」を上程します。事務局説明してください。</p>
事務局	<p>報告第1号、「農地法第18条第6項および農地法施行規則第12条の2の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成30年6月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△△他 2 筆、地目は登記簿、現況ともに田、面積 2030 m²他で計 4,917 m²。賃貸人氏名 ○○○○、住所、△△△、賃借人氏名 ○○○○、所在地、△△△、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも平成 30 年6月 5 日、解約の理由、賃借人の都合による。</p> <p>番号2、農地の所在、△△△、他 11 筆、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 3455 m²他で計 26,104 m²。賃貸人氏名 ○○○○、所在地、△△△、賃借人氏名 ○○○○、所在地、△△△地、解約届出日、解約成立日、土地引渡時期はいずれも平成 30 年6月6日、解約の理由、賃借人の都合による。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました 報告事項ですので質疑は行いません。</p> <p>次議案第1号非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。 事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成30年 6 月22日提出 奥出雲町農業委員会会長。</p> <p>番号1、農地の所在 △△△外 2 筆、地目は登記簿、田、現況、山林、面積 921 m²他で、計 3850 m²です。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所△△△。非農地の事由 約 20 年前から農地として利用しておらず、現在山林化している。 申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、6 月 8 日に△△地区の 3 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。</p> <p>番号2、農地の所在 △△△、他1筆、地目は登記簿、畑、田、現況、原野、面積 251 m²他で計 521 m²、権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 15 年くらい前から耕作をやめ、現在原野となっている。 申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、6 月 8 日に△△地区の3名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、農地への復旧は困難な原野と思われます。</p> <p>番号3、農地の所在 △△△△、地目は登記簿、畑、現況、原野、面積 42 m²。権利種別 非農</p>

	<p>地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和 30 年代後半から農地として利用していないため、現在原野化している。</p> <p>申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、6 月 8 日に△△地区の3名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、農地への復旧は困難な原野と思われます。</p> <p>番号4、農地の所在 △△△△、他 4 筆、地目は登記簿、田、畑、現況、原野または山林、面積 1278 m²ほかで、計 2198 m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和 63 年頃から耕作困難なため、耕作しておらず、現在、原野化、山林化している。</p> <p>申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、6 月 8 日に△△地区の 3 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、農地への復旧は困難な山林、原野と思われます。</p> <p>番号5、農地の所在 △△△△、地目は登記簿、畑、現況、原野、面積 55 m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名 ○○○○、住所 △△△△。非農地の事由 昭和 30 年代頃から農地として使用しておらず、現在原野化している。</p> <p>申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、5 月 23 日に△△地区の 3 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は、長年耕作していないことから、原野化、山林化しております。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。 議案第1号番号1から番号5まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。</p>
議長	1番 ○○委員
1番	<p>補足説明をさせていただきます。先ほども説明がありましたが、局長さんも一緒に現地確認しましたが、谷あいのほんとに小さな田んぼです。国道△△△線の下から100メートルくらい行ったところから□□□□の前を通り1キロちょっとのところから△△のほうへ入ったかなり長い谷にあります。全部耕作放棄をされております。継続して経営するのは不可能な場所と条件であるという事で、非農地という結論となりました。これが1番です</p> <p>2番もその近くにあります。○○さん宅近くの畑、田でございます。○○さんはお父さんの代まで非常に熱心に農業をやっておられました。お父さんが事故にあわれまして、後継者としてやっておられました、おくさまは美容院をやっておられまして、△△にもお店を出しておられましてそちらに専念したいという事できて、今まであった住宅も全部処分されまして更地になっております。そこから川端へ降りたところこの2筆でございます。現地は原野化しております。</p> <p>3番ですが、この案件ですが、□□□□の先を300メートルくらい行ったところにご自宅がございます。その近くにこの畑がございます。原野化しております。</p> <p>4番ですが、△△△△線の下から△△方面へ200メートル行っていただくと県道△△△△線、△△を通って△△へ出る道へ入ったところでございます。国道から500メートルくらい入ったところでしょうか。県道脇に最初の2筆の田があります。谷あいにはありまして非常に細長い田んぼでございます。転作していた時もあったようですが、それ以来水田としては使っていないようです。小川も浸食されまして田んぼに水を充てることができない。谷あいでも今更水田として耕作することもできない。というのが○○さんの意見です。県道からすぐですので、誰か作る人がいたらだれでもいいので無償で提供するので耕作していただきたい。とおっしゃっています。</p> <p>他の畑も山の上のほうにございます。いずれも原野化、山林化しておりますので、非農地という事でよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号1について質疑に入ります 質疑ございませんか</p>

	<p>(はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について承認することに決しました。</p> <p>議案第1号番号2について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号2について承認することに決しました。</p> <p>議案第1号番号3について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号3について承認することに決しました。</p> <p>議案第1号番号4について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声)</p> <p>私からすいません</p> <p>今、補足説明の中に「耕作する人があればしてもらっても結構だ」という事がありました。現状は耕作できる状態であるということですか。どうしても原野状態になって耕作不可能だという状況なら、これは非農地証明に値すると思います「誰か入る人がいたら入ってやってください。」 そういうところが非農地に該当するかどうか。 現地を見られた委員の皆様の判断をもう一度聞かせてください。</p>
1番	<p>はい。会長さんの意見わかりました。 ひとくぼ、ひとくぼ、がほんとに小さい、細長いところでして、そういうところで水田としてやるというはさすがにないじゃないかと思っております。非農地が適当じゃないかという結論でございます。</p>
議長	<p>はい。〇〇委員</p>
10番	<p>現地を見させていただきました。昨年までは〇〇さんのほうが維持管理しておられました。表面的には耕作できるなとも思いますが、谷あいですので両側の山から木がどんどん大きくなり非常に日当たりが悪わるいということがございます。作物もできんじゃないかなと思いました。</p>
議長	<p>日当たりの悪いところは全部非農地に出すという事にはなりませんし、局長さんにもお願いしとかなければいけませんし、現状は原野だという申請があるわけですが、原野というもの</p>

	<p>の定義ですわねー。去年まで草刈をしちよったところは原野だということではねー。</p>
議長	<p>いかがでしょうか。</p>
12番	<p>一部非農地として認められないところは除外し、認めるところを非農地とするという事にしてはどうでしょうか</p>
議長	<p>はい。〇〇委員から意見がございました。 皆さんよろしいでしょうか</p> <p>(ありません)</p> <p>それでは、この番号4については全部を保留して改めて非農地証明を出していただきます。 宜しく願いいたします。</p> <p>番号4については保留といたします。 異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認いただけますでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
26番	<p>次、議案第1号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。 26番 〇〇委員</p> <p>番号5について26番〇〇が補足説明させていただきます。 場所ですが、□□□□入口付近の交差点先を右に曲がり、500メートルのところに〇〇さんのご自宅がございます。山のほうへ500メートル行くとこの畑がございます。書いてありますように、昭和30年代ごろから使用しておらず、食料難のころのみ使用されてその後は使用されていないという事です。確認したところ原野化しておりました。面積は55㎡とありますが、ほとんどが法面で耕作できるのは10㎡にも満たないという事でございます。10㎡の中に木は生えておりませんが、上の畑の法面から木が生えております。非農地としてよいと判断いたしました。 宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号5について質疑に入ります 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号5について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第2号 農地の所有権移転等許可申請についてを、上程いたします。3条申請です。事務局説明してください。</p>

事務局	<p>議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年6月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在 △△△△外1筆、地目は登記簿 現況ともに田、面積は1756㎡外で計3,473㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては総額700,000円です。</p> <p>番号2、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 現況ともに田、面積は566㎡。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。</p> <p>この案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 19番○○委員</p>
19番	<p>旦那さんは4、5年前に亡くなられて、現在一人で生活しておられます。場所ですが□□□□から奥へ2、300メートル行ったところに○○さんのお宅があってその前にある田んぼです。2筆あります。○○○さんですが、○○さんの息子さんです。経営もだいぶんやっておりますので、承認のほうよろしくお願いたします。 以上です。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。</p> <p>議案第2号番号1について質疑に入ります。3条の有償移転です 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号5について承認することに決しました。</p> <p>○○委員、議案第2号番号2について承認されましたことをご報告申し上げます。</p> <p>次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 24番 ○○委員</p>
24番	<p>この案件は△△の国道△△△△線と△△農道に挟まれた地域。△△自治会と△△自治会との境界付近にある田んぼでございます。これはずっと前から、先々代からこの○○さんの土地を○○さんが作っておられるという田んぼです。現況田んぼで耕作しておられます。ちょっと登記簿上の問題がありましてすえん先代の名前でずっと残ってましたけど、今回○○さんが、○○さんに名変されたという事で正規の状態に戻したいという事が一番の案件でございます。</p>

	<p>ます。相続の関係でなかなか登記できないができなかったと聞いておりましたが、この度〇〇さんに変更されたという事で、以前から作っておられる〇〇さんの名義に整理をしたいという事でございます。ちなみに〇〇さんの土地については、法人〇〇〇〇が利用権を設定して耕作をしておりました。本来は下限要件を満たしていませんので今回冒頭で報告がありましたように、法人〇〇〇〇との契約を一部解約して下限要件を満たしたという事でございます。その点よろしくお願ひいたします。この下限要件についてはいろいろわたくしも思うところがございますが、今後は面積要件についても年に一回審議をすることになっておるようでございますので、そういう状況も含めて審議されるときにはいろいろとよろしくお願ひをしたいと思います。いずれにしても、本案件は要件を満たしておりますので審議のほうよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号2について質疑に入ります。これは3条の無償移転ですけれども、今までの売買ではなくて名義をまた戻すという事なので無償という事です。 異議ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号2について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第3号 農地の転用許可変更申請について、を上程します。4条申請です。 事務局説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成30年6月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 9.99 m²。申請人氏名〇〇〇〇、住所 △△△△、転用目的 墓地、施設 墓地、転用理由は、現在の墓地が、山林にあり、管理や参拝ができないため。除地については平成30年6月7日に許可となっております。</p> <p>この案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第2項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達することが出来ない場合の代替性なし」に該当するものと考えます。</p> <p>以上ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 31番 〇〇委員</p>
<p>31番</p>	<p>31番 〇〇が担当でございますので、補足説明させていただきます。 △△の集会所の下に消防署の格納庫がございますそこから800メートル先に行ったところに〇〇〇〇さん宅がございます。現在の墓はその家の下から細い道を山のほうへ100メートル上がったところに現在の墓地があります。大変道幅が大変狭く、ふたり並ぶという事はできませんでした。申請地は家のそばの畑を分筆した場所でございます側には何もございません。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号1について質疑に入ります。</p>

	<p>質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第3号番号2について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第4号 転用目的農地の権利設定許可申請についてを、上程いたします。 5条申請です。</p> <p>事務局説明してください。</p>
事務局	<p>議案第4号 「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成30年6月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 107 m²。権利種別は賃貸借です。貸付人氏名 ○○○○、住所 △△△△、借受人 ○○○○、所在地 △△△△、転用目的 協同農林業施設、施設等 格納庫、転用の理由は、作業所では秋作業時は狭く、また機械も2, 3mと高く、普通の車庫に入らないため。除地は平成 29 年 12 月 22 日に許可となっています。</p> <p>この案件につきましては、昭和55年度から昭和61年度において団体営△△地区土地改良総合整備事業が実施された農地であることから、第1種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。 議案第4号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 40番 ○○委員</p>
40番	<p>はい。1番について○○が説明させていただきます。 ○○さんは△△自治会の方でございます。場所は△△△△線を△△△△方面へ向かって行く道路でございます、△△から△△へ抜ける中ほどを右に120メートルぐらい入ったところがこの場所でございます。今、局長さんのご説明の通り、圃場整備で道路が付け替えになりましてその残地でございます。107m²ございましてこの度転用して○○○○さんが、格納庫がなかなか場所がなかったのを探しておられたわけですが、この度ここが転用されたという事で、格納庫を建てたいという事の申請でございますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号 農用地利用集積計画の承認についてを上程いたします</p>

事務局	<p>事務局説明してください。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年6月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。</p> <p>番号1 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1086㎡他合計3167㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年7か月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです</p> <p>番号2 農地の所在 △△△△外2筆 地目 現況ともに田 面積2507他2筆 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです 利用目的は田 期間は4年7か月 10a 当たりの賃借料は玄米60キロです</p> <p>番号3 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1764㎡他合計3595㎡ 内容は再設定です。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです 利用目的は田 期間は3年7か月10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。</p> <p>番号4 農地の所在 △△△△外1筆 地目登記簿現況ともに田 面積 3930㎡他合計8660㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです 利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は5年 使用貸借です。</p> <p>番号5 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1564㎡他合計3635㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は2年7か月 10a 当たりの賃借料は玄米27キロです。</p> <p>番号6 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積9233㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は畑 期間は9年8か月 10a 当たりの賃借料は4000円です。</p> <p>番号7 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積 9233㎡ 内容は転貸 利用権を設定する者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は畑 期間は9年8か月 10a 当たりの賃借料は4000円です。</p> <p>番号8 農地の所在 △△△△外11筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積3455㎡ 他合計26104㎡ 内容は転貸です。 利用権を設定する者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は畑 終期は平成30年9月21日 10aあたりの賃借料は3000円です。</p> <p>番号9 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積1946㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権</p>
-----	---

の設定を受けるもの ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号10 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積765㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号11 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積606㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号12 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積4308㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号13 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 内容は新規です。面積は2307㎡ 面積2307㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号14 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積1946㎡他合計9932㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号15 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況 畑 面積274㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号16 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積 3590㎡他合計22088㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号17 農地の所在 △△△△外9筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積3590㎡他合計22362㎡ 内容は転貸 利用権を設定する者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、所在地 △△△△ 利用目的は畑 期間は5年 10aあたりの賃借料は3000円です。

番号18 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況 とともに田 面積1309㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は2年10か月 10a当たりの賃借料は10000円です。

番号19 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積 1390㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10aあたりの賃借料は玄米6キロです

番号20 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積869㎡ 内容は再設定です利用権を設定する者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は 2年11か月 10aあたりの賃借料は玄米60キロです。

番号21 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1860㎡他合計3322㎡、内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○他1名、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a 当たりの賃借料は玄米60キロです。

番号22 農地の所在 △△△△外8筆 地目 登記簿現況ともに畑 面積 3784㎡他合計18671㎡ 内容は転貸です。利用権を設定する者 ○○○○、所在地 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○、住所 △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は畑 期間は3年9か月 10a 当たりの賃借料は3000円です

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりました。
議案第5号番号1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。
19番 ○○委員

19番

19番 ○○が補足説明をさせていただきます。これは再設定でございます。場所は□□□□の横に入った谷です。駐車場の上にあります。再設定ですし問題ないと思います。宜しくお願いいたします。

議長

担当委員の補足説明が終わりました。
議案第5号番号1について質疑に入ります。
質疑ございませんか
(はいの声)
承認することに異議ございませんか
(はいの声)
承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします
挙手全員
よって議案第5号番号1について承認することに決しました。

○○委員番号1について承認されましたのでお知らせします。

次、議案第5号番号2、番号3について一括担当委員の補足説明をお願いいたします
27番○○委員

27番

27番 ○○のほうから番号2番号3について補足説明させていただきます。
2番の案件につきましては、農地は□□□□に隣接する農地でございます。新規となっておりますが、○○さんと○○さん以前から契約をしておられて○○さんのお父さんが亡くなられて、相続が終わったという事で新規として新たに 提示されたものでございます。管理もされており、なんら問題はないと思います。
3番につきましては□□□□から△△方面へ国道△△△号線の下で農地でございます、○○さんは△△自治会、○○さんは△△自治会という事で、以前から契約をしておられて、管理もされておりますので問題はないと思います。

<p>議長</p>	<p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします 挙手全員 よって議案第5号番号2について承認することに決しました。</p> <p>議案第5号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします 挙手全員 よって議案第5号番号3について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号4について担当委員の補足説明をお願ひいたします。 30番 ○○委員</p>
<p>30番</p>	<p>番号4につきまして30番 ○○が補足説明させていただきます。 再設定です。場所は□□□□から△△△△に向けて2キロ入った高いところ あります。利用目的は田になっていますが、○○さんは牛を飼っておられまして、耕作ではなく 放牧が目的として維持管理をしていきます。 ですので、今回の契約は賃借料につきましては無償という事でござます。 ご審議のほうよろしくお願ひ致します。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました 議案第5号番号4について質疑に入ります。 賃借料なしの無償です。質疑ございませんか・ 異議ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願ひいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号4について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号5について担当委員の補足説明をお願ひいたします。 32番 ○○委員</p>
<p>32番</p>	<p>はい。32番○○が説明させていただきます。 県道△△△△線、△△地内の田んぼでございます。面積の小さい方が□□□□から60メー ターくらい手前の△△寄りにございます。面積の大きい方が△△地内の□□□□の裏のほうに ございます。○○○○さんですけれども、入退院が多くて病気がちです。昨年まで耕作は違 う方でしたけれども、今年から○○○○さんという方になりました。○○さんの田んぼが この田んぼと隣り合わせでございまして、管理はきちんとやっておられますので、何 ら問題はないと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号5について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号6、番号7について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 33番〇〇委員</p>
33番	<p>ご説明いたします 場所は□□□□の裏に開パイ第〇団地があります。10年前に〇〇さんの畑を〇〇〇〇さんが借りてブドウを作っておられます。ちょうど10年の期間が過ぎまして、また引き続き10年間作りたいという事でございます再設定でありますので問題ないと思います。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号6、番号7について、一括質疑に入ります。 質疑ございませんか。</p>
13番	はい。
議長	はい、〇〇委員
13番	〇〇の経営面積がゼロになっているけれども、これはどういうふうに理解したらいいですか 経営せにや借りられんでしょ。 たまたま入ってないじゃないですか？ 入れた方がいいじゃないですか。
議長	事務局どうですか？
事務局	また、システムのほうを確認しておきます。
13番	お願いいたします。
議長	<p>他にございませんか 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号6、7について一括承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号8から番号17について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 35番 〇〇委員</p>
35番	8番から17番まで〇〇がご説明させていただきます。まず、8番ですが報告第1号のところがありましたけれども、場所につきましては、△△の〇団地の開パイでございまして、国道△△△から□□□□を渡って約1キロ行きますと開パイ地がございまして。

	<p>これまで〇〇〇〇が耕作しておられましたが、転貸という事で〇〇〇〇へ、それを〇〇〇〇設さんが作られるという事でございます。</p> <p>9番から13番にかけては開発畑の関係でございます。新規になっております。これまで〇〇〇〇さんと契約しておられましたが期限が切れておりまして、その関係で今回新規で〇〇〇〇〇と契約となっております。</p> <p>〇〇さんは△△自治会、〇〇さんは△△自治会、〇〇さんは△△自治会、〇〇さんは△△自治会。〇〇さんに関しましては、住まいは△△△ですが、自宅は△△自治会のほうにございます。14番につきましてはこの面積を転貸で〇〇〇〇から〇〇〇〇さんのほうで作られるという形でございます。15番ですがこれにつきましては再設定でございます。</p> <p>〇〇さんは△△自治会でございます。16番につきましても再設定でして〇〇さんが〇〇と設定しておられます。17番につきましては〇〇〇〇のほうから〇〇さんのほうへ設定しておられます。〇〇〇〇さんとしては△△の団地でもこれまでも、自分のところで経営をしておられました。そばを中心に耕作をしたいという事でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました</p> <p>議案第5号番号8から番号17までは合意解約で出ました案件を〇〇〇〇のほうへ。新規で出ましたものが〇〇〇〇へそして〇〇〇〇のほうへ14番で転貸で行くもの。15、16番で〇〇〇〇〇へ集積したものを17番で〇〇〇〇さんのほうへ転貸をするという案件でございます。</p> <p>いずれも関連のあるものでございますので、一括質疑に入ります、質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第5号番号8から番号17まで一括承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号18について担当委員の補足説明をお願いいたします。</p> <p>36番 〇〇委員</p>
<p>36番</p>	<p>はい。18番について〇〇が説明させていただきます。〇〇さんですが△△という所でございまして、約4キロ入ったところでございます△△地内の農地でございます。〇〇さんも同じく△△地内でやっておられまして、新規ですがご審議のほうよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。</p> <p>議案第5号番号18について質疑に入ります。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに異議ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手全員</p> <p>よって議案第5号番号18について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号19について担当委員の補足説明をお願いいたします。</p> <p>39番 〇〇委員</p>
<p>39番</p>	<p>39番〇〇が、番号19について説明させていただきます。</p> <p>場所は、△△△△別れから△△のほうへ400メートル上がって右に100メートルのところにある田んぼでございます。これは〇〇さん、〇〇さんはもう長年のことでございます。</p> <p>おじいさんの時代からのものでございます。再設定でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号19について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号19について承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号20, 21について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 41番 ○○委員</p>
<p>41番</p>	<p>41番○○が補足説明させていただきます。 この田んぼは△△の□□□□から2.5キロ□□□□のほうへ上がったところの△△別れの付近でございます。再設定です。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号20、番号21について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号20、番号21について一括承認することに決しました。</p> <p>次、議案第5号番号22について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 42番 ○○委員</p>
<p>42番</p>	<p>番号22について、42番 ○○が補足説明させていただきます。 9筆ございますけれども、元々は7人の所有の開パイでございます。□□□□のほうから△△のほうへ田んぼ地内を下がっていきますと、○○○○の作業所がございます。その作業所の下に赤い橋で□□□□川を渡るところがありましてそのところにある開パイでございます。 元々、○○さんは他で借りて、えごま を作っておられましたけれども、このほうが良いという事で予定では、えごまを作りたいという事でございます。何ら問題はないと思います。 ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の補足説明が終わりました。△△の○○さんがえごまを作り△△まで上がってこられます。 議案第5号番号22について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号22について承認することに決しました。</p>

以上をもちまして、本日提案いたします議題のすべてを終了いたします。
次回の農業委員会総会は7月の23日月曜日、9時から横田、ここで行いますのでよろしくお願いをいたします。

その他

【 農業者年金加入推進について 】

【 市町村農業委員会・農地利用最適化推進委員研修大会について】

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 月 日

議 長 18番 (印)

議事録署名委員 10番 (印)

議事録署名委員 11番 (印)